

令和 6 年度 後発医薬品の使用促進検討会議

1

日時：令和 7 年 3 月 4 日（火） 午後 6 時 30 分～午後 8 時
場所：茨城県薬剤師会館 大会議室



2

1 後発医薬品の現況について

- 後発医薬品産業が、品質や安定供給の観点から脆弱性を抱えている現状を踏まえ、厚生労働省は 2013 年に策定したロードマップを改訂し、2024 年 9 月に「**安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ**」を策定している。また、新目標においてバイオ後続品の数値目標が新たに副次目標の 1 つとして設定されたことを踏まえ、ロードマップの別添として「**バイオ後続品の使用促進のための取組方針**」を策定している。
- 新たな目標値が定められたほか、安定供給・国民の信頼確保・新目標達成に向け、国や都道府県、医薬品業界が取り組むべき施策が纏められている。

新ロードマップにおいて示された目標値

【主目標】	医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上（継続）
【副次目標】	① 2029年度末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上 ② 後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上

1 後発医薬品の現況について

表面

バイオシミラーとは？

バイオシミラーは、バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売される薬で、特許が切れた薬と同じように使うことができます。

バイオシミラーは、先行バイオ医薬品と同等、同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品です。

バイオシミラーについて詳しく知りたい方は、以下をご覧ください。

●もっとバイオ医薬品やバイオシミラーを知りたい
厚生労働省
電話：03(5253)1111(代表)
https://www.mhlw.go.jp/rff/senakunibutei/bunpajiyemoku_jyosyu/jyosyu/koushatsuyaku/index.html

国立医薬品食品衛生研究所 生物薬品部
<http://www.nih.go.jp/dticb/>

一般社団法人 くすりの適正使用協議会
<http://www.rad-ar.or.jp>

一般社団法人 日本バイオシミラー協議会
<https://www.biosimilar.jp>

●薬について相談したい
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 くすり相談窓口
電話：03-3506-9425
受付時間：月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）
9時～17時

バイオシミラーってなに？

がん・糖尿病・リウマチなどの病気を闘うために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

裏面

そもそも、バイオ医薬品とは何か

●バイオ医薬品とは
バイオ医薬品は、バイオテクノロジーを応用して生産されたタンパク質を有効成分とする医薬品です。

主に、足りない生理活性化タンパク質を補います（補充療法）

主に、疾患に関連する分子の機能を阻害します（抗体医薬品等）

バイオ医薬品の家族数（累積）

（出典）国立医薬品食品衛生研究所 生物薬品部（IP）https://www.nih.go.jp/dticb/approved_biosimilars.html（2024年2月18日現在）2/15現在

バイオシミラーを使うメリット

バイオ医薬品やバイオシミラーは、今までは治療が難しかった病気への効果が期待されています。

バイオシミラーは、効果や安全性はそのまま、お財布にやさしい。バイオ医薬品です。

※バイオシミラーは原則として、特許が切れたバイオ医薬品の70%の量産になります。そのため、患者・実家の経済的な負担の軽減につながることが期待されています。

バイオ医薬品、バイオシミラーが使われている病気の例

- がん
- 糖尿病
- 関節リウマチ
- 腎性貧血
- 低身長
- クローン病
- 潰瘍性大腸炎
- 加齢関連変化 など

バイオ医薬品ってあまり聞いたことがないけど、経済的な負担が大きくなるんじゃないかしら。

わが国の医療提供体制や国民皆保険を、子どもや孫の世代にも維持したい。

バイオシミラーの使用も一つの選択肢ですよ。

バイオシミラーのことを知ってね

一般向けリーフレット（厚生労働省作成）

1 後発医薬品の現況について

- 令和5年7月に示された「第四期医療費適正化基本方針」においては、都道府県による効果的な取組として、薬効別の使用割合のデータ等を把握・分析することにより差額通知の実施を支援することや、フォーミュラの周知が明記されている。
- 令和5年7月に、医薬品の適正使用に資するフォーミュラガイドラインとして「フォーミュラの運用について」がとりまとめられている。

1 後発医薬品の現況について

- 本県においては、平成20年度から「**後発医薬品の使用促進検討会議**」を設置し、後発医薬品の使用促進にかかる環境整備として各種事業を実施しているところであり、第4期茨城県医療費適正化計画（令和6～11年度）にも、目標の一つとして「後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進」を盛り込んでいる。

2 医療の効率的な提供の推進

	現行値	目標値	今後の主な取組
後発医薬品の使用促進	83.0% (R4)	80%以上 (数量シェア) を維持 (R11)	・県民や医療関係者の理解を深めるための啓発強化 ・後発医薬品の使用促進に係る環境整備
バイオ後続品に80%以上(数量シェア)置き換わった成分数	—	全体成分数の60%以上 (R11)	

1 後発医薬品の現況について

- 後発医薬品の使用状況（数量ベース）（％）
- ～「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」から～

年度	茨 城 県 (%)	全 国 (%)
平成30年度	75.2	75.9
令和元年度	78.6	79.1
令和2年度	81.0	81.4
令和3年度	81.7	82.0
令和4年度	83.0	83.2
令和5年度	85.6	85.8

- 後発医薬品の使用状況（金額ベース）（％）：53.9%
 - バイオシミラーが80%以上を占める成分数：18成分中3成分（16.6%）
- （出典：2022年11月～2023年10月茨城県国民健康保険におけるレセプトデータ）

1 後発医薬品の現況について

○後発医薬品使用割合の算出方法

後発医薬品の使用割合＝

（後発医薬品の数量）／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）

【補足】計算式中の「数量」とは？

- ・**薬価調査**による数量：保健医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する営業所等の全数を対象に調査したデータが主に使われているので「**販売数量**」となる。
- ・**調剤医療費**の動向による数量：保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値になるので「**調剤数量（使用数量）**」となる。

1 後発医薬品の現況について

○後発医薬品使用割合の算出方法

後発医薬品の使用割合＝

（後発医薬品の数量）／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）

（参考）先発品・後発品の品目数について（令和7年2月1日現在）

		品目数
先発品	後発品なし	2,462
	後発品あり	1,449
後発品		5,280
その他の品目※		3,971
計		13,162

※「その他の品目」とは

局方品（品質規格等が公定されており、先発品・後発品の区別がないもの）、漢方エキス製剤、生薬、生物製剤（ワクチン、血液製剤等）、承認が昭和42年（1967年）以前のもの。

1 後発医薬品の現況について

- ▶ 令和6年10月から、医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、「**後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養**」が開始している。
- ▶ 長期収載品の処方等又は調剤をする場合は、医療上必要がある場合を除き、通常の一部負担金に加え、**特別の料金**（先発医薬品と後発医薬品の差額の4分の1程度）を徴収することとなった。

チラシ（厚生労働省作成）

医療機関・薬局のみささへ

令和6年10月からの
医薬品の自己負担の新たな仕組み
～ 長期収載品の選定療養について ～

■ **長期収載品の処方等又は調剤をする場合**は、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金（1～3割）に加え、**特別の料金を徴収**していただきます。

■ 長期収載品に比べて安価な**後発医薬品の推奨**をお願いします。

◆ 後発医薬品のある先発医薬品のことを長期収載品と呼びます。
◆ このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。対象品目はHPをご確認ください。

Q&A

Q1. 医療上の必要があると認められるのは、どのような場合ですか。

A. 医師又は歯科医師において、次のようなケースで、長期収載品の処方等又は調剤をする医療上の必要があると判断する場合です。

- ① 長期収載品と後発医薬品で **薬事上承認された効能・効果に差異**がある場合であって、その患者の疾病の治療のために必要な場合
- ② その患者が**後発医薬品を使用した際**に、**副作用**があったり、先発医薬品との間で**治療効果に差異**があったと判断する場合であって、安全性の観点等から必要な場合
- ③ **学会が作成しているガイドライン**において、長期収載品を使用している患者について、**後発医薬品への切り替えが推奨**されている場合
- ④ **後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸水性により一服化できない**などの場合（単に剤形の好みという理由では認められません。この場合の判断は薬剤師が行うこともできます）

※このほか、流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を徴収する必要はありません。

Q2. 国や地方自治体の公費負担医療制度により一部負担金の助成を受けている患者が、使用回数や味など、単にその好みから長期収載品を希望した場合は、特別の料金を徴収することになりますか。

A. 特別の料金を徴収することになります。

Q3. 生活保護を受けている患者が、単にその好みから長期収載品を希望した場合は、特別の料金を徴収することになりますか。

A. 生活保護受給者である患者には、単にその好みから長期収載品を希望した場合であっても、後発医薬品を処方等又は調剤することとなります。そのため、特別の料金を徴収するケースは生じません。

制度の詳細について

※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。





厚生労働省
ふくろうしろうしん
Ministry of Health, Labour and Welfare

2 県の実施について (これまでの主な事業)

（１） 会議等の開催

【薬務課主催会議】

- ◆ 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議
 - ◆ 茨城県後発医薬品の使用促進に係るワーキンググループ会議
- ※ワーキンググループ会議では、より具体的な方策を検討

【薬務課・厚労省主催】

- ◆ 後発医薬品使用促進セミナー（H28年11月、県メディカルセンター講堂）

2 県の取組みについて (これまでの主な事業)

➡ (1) 会議等の開催

【保健所主催会議】

◆ 後発医薬品使用促進地域協議会

※地域の実情把握及び使用促進施策の検討・実施

(H26～27年度) 水戸、土浦保健所

(H28～29年度) 日立、潮来、筑西保健所

(H30～R1年度) 常陸大宮、つくば保健所

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/yakuji/yakumu/kouhatuiyakuhin/kentoukaigi.html>

2 県の取組みについて (これまでの主な事業)

➡ (2) 県民への啓発

- ◆ 鉄道、バスへの使用促進ポスターの掲示
- ◆ 日刊新聞（読売、朝日、毎日、産経）への広告の掲載
- ◆ ラジオCM：週に2回、20秒のCMを放送
- ◆ 啓発用資材（リーフレット、ポケットティッシュ、トートバッグ、クリアファイル等の作成、配布）
- ◆ WEBバナー広告
- ◆ 県内銀行における電子掲示板広告
- ◆ 一般県民対象の出前講座（後発医薬品に関する情報提供）
- ◆ イベントを活用した啓発（薬と健康の週間等）
- ◆ 医療福祉費受給者への啓発（保健政策課国民健康保険室）



鉄道でのポスター掲示風景



イベント用ポケットティッシュ

2 県の取組みについて (これまでの主な事業)

➡ (2) 県民への啓発

- ◆ 県広報（SNS（県公式・保健医療部X（旧Twitter）、茨城県庁デジタルサイネージ、令和6年県民手帳）
- ◆ 各情報媒体への記事の寄稿（茨城県薬剤師会報、茨城県獣医師会報、茨城の国保）
- ◆ 市町村と連携した情報発信（資材提供、会議等での説明等）
- ◆ 茨城県後発医薬品WEBページの更新



差額通知に同封されたチラシ
(令和4年度作成)

2 県の取組みについて (これまでの主な事業)

（３） 安心・安全の推進

- ◆ 県内で流通する後発医薬品の試験を実施

(4) その他の取り組み

- ◆ 医療福祉費受給者への啓発（保健政策課国民健康保険室）
- ◆ 市町村における差額通知の推進（保健政策課国民健康保険室）
- ◆ 生活保護受給者への対応（福祉人材・指導課）
- ◆ 令和5年度レセプトデータ分析（フォーミュラ導入削減効果試算・バイオシミラー置換試算）
- ◆ フォーミュラの策定・バイオシミラー使用促進に関するアンケート調査の実施

2 県の取組みについて (令和5～6年度の事業)

詳細

(1) 県民への啓発

1 鉄道、バス車内への使用促進ポスターの掲示

実施時期：令和6年8月1日～8月31日

掲載台数：**852台**（電車629台、バス223台）

内容：

茨城県内を走る公共交通機関（電車、バス）に、
後発医薬品に係るポスターを掲示

（協力：株式会社ジェイアール東日本企画）



鉄道掲示ポスター

2 県の取組みについて (令和5～6年度の事業)

詳細

2 日刊新聞への広告の掲載

実施時期：令和6年8月

掲載回数：合計**10回**

内容：日刊新聞茨城版に広告を掲載

- 読売新聞：8/2、8/17、8/29
- 朝日新聞：8/11、8/24
- 毎日新聞：8/3、8/14、8/25
- 産経新聞：8/4、8/25



令和6年度新聞広告掲載資料
(実際は白黒)

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細

3 ラジオCM

実施時期：令和6年4月～令和7年3月（通年）

放送回数：合計105回放送予定（医薬品全般に係る内容）

内容：

アナウンサーと県担当職員による対談形式で、後発医薬品等について啓発

「続けようジェネリック医薬品」

「バイオシミラーをご存知ですか」等 **年3回**放送（一部予定）

➤令和6年5月6日、令和6年8月26日、令和7年2月3日

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細

4 啓発用リーフレット等の作成、配布

実施時期：令和6年4月～令和7年3月（通年）

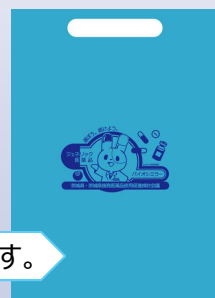
内容：後発医薬品・バイオシミラー普及啓発に係るリーフレット、トートバッグ、クリアファイル等を作成し、各市町村、保健所、薬剤師会のほか、県庁内展示ブース、県庁内イベント（夏休み子ども県庁探検隊）、県内ファミリーマート等で配布



令和5年度作成
クリアファイル



令和5年度作成
トートバッグ



令和6年度作成中
アドバッグ（A4サイズ）

4色各1250枚印刷するため、ご要望頂ければ提供も可能です。

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細



令和6年度作成
新リーフレット

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細

5 対象年齢を絞ったWEBバナー広告

実施時期：令和7年2月1日～2月28日

掲載媒体：インターネットサイト「Google」

内容：

- インターネットサイト「Google」の
- PC・スマートフォン・タブレットページにおいて、
- 茨城県薬務課バナー広告（クリック広告）を設置
- 対象年齢を**若年層（10～30代）**に限定

2/21時点 中間報告
表示回数：516,555
クリック数：5,936
クリック率：1.15%



WEBバナー広告画像

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細

6 県内銀行における電子掲示板広告

実施時期：令和7年2月1日～2月28日

掲載店舗：県内常陽銀行**98店舗**

内容：

常陽銀行に設置されている電光掲示板
(デジタルサイネージ) 上に
後発医薬品の動画(音声なし)を配信



デジタルサイネージ

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細

7 一般県民対象の出前講座

実施時期：令和6年5月～令和7年3月(通年)

実施回数：**41回(見込み)**

内容：

茨城県薬剤師会に協力を依頼し、
県民に対するお薬説明会などを活用して
後発医薬品に関する情報提供を行う
(講師派遣事業の活用)

2 県の取組みについて (令和5～6年度の事業)

詳細

県庁広報コーナーでの展示

8 イベントを活用した啓発

実施時期：令和6年9月～令和7年1月

啓発人数：約9000人

内容：

薬と健康の週間イベントを活用し、
10月17日～10月23日を中心に
医薬品の適正使用などを県民へ周知



2 県の取組みについて (令和5～6年度の事業)

詳細

9 県広報（SNS（県公式・保健医療部X（旧Twitter））、茨城県庁デジタルサイネージ、令和6年県民手帳）

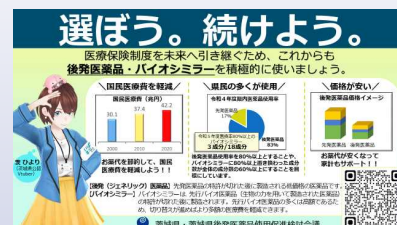
実施時期：令和6年4月～令和7年3月（通年）

内容：

各種県公報を活用し、後発医薬品の啓発を実施

- SNS：月1回程度投稿（県公式）、不定期（保健医療部）
- 令和7年県民手帳（9月から販売中）

県民手帳



2 県の取組みについて (令和5～6年度の事業)

詳細

- 10 各情報媒体への記事の寄稿
(茨城県薬剤師会報、茨城県獣医師会報、茨城の国保)
- 11 市町村と連携した情報発信
(資材提供、会議等での説明等)

実施時期：令和6年4月～令和7年3月（通年）

内容：各会報等に後発医薬品・バイオシミラーに係る記事を投稿

➤茨城県薬剤師会：行政からのお知らせ

➤茨城の国保：薬務課インフォメーション

2 県の取組みについて (令和5～6年度の事業)

詳細

- 12 茨城県後発医薬品WEBページの更新

実施時期：令和6年4月～令和7年3月（通年）

内容：

茨城県薬務課の後発医薬品ホームページに、
バイオシミラー、フォーミュラに関する情報を掲載

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/yakuji/generic.html>

2 県の取組みについて (令和5～6年度の事業)

詳細

13 県内ファミリーマートにおけるデジタルサイネージ広告又は店内放送

実施時期：令和7年2月4日～令和7年2月17日（2週間）

内容：

茨ひよりをメインとした15秒動画・アナウンスを作成し、茨城県内のファミリーマート全店舗において、10分に1回（デジタルサイネージ広告は、朝の時間帯午前5時～11時を除く）放映した。

デジタルサイネージ
放映のイメージ



2 県の取組みについて (令和5～6年度の事業)

詳細

(2) 安全・安心の推進

- ◆ 後発医薬品の安全・安心を推進するため、県衛生研究所において、茨城県内で流通する後発医薬品の試験を実施（令和6年度）

○実施品目数：**41品目**

○内容：**溶出試験、定量試験、崩壊試験**

○検査結果：**全品目適合**

（参考）令和5年度県内流通医薬品試験検査結果

○実施品目数：41品目（3有効成分）

○検査項目：定量試験21品目、溶出試験20品目

○検査結果：**全品目適合**

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細

(3) その他の取り組み

➤ 医療福祉費受給者への啓発

(保健政策課国民健康保険室)

➤ 市町村における差額通知の推進

(保健政策課国民健康保険室)

実施時期：令和6年12月～令和7年1月

内容：

差額通知を実施する市町村にチラシを配布



差額通知添付リーフレット
(市町村の希望に応じて最大2種配布)

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細

(3) その他の取り組み

➤ 生活保護受給者への対応 (福祉人材・指導課)

実施時期：令和6年4月～令和7年3月 (通年)

内容：

生活保護受給者への後発医薬品使用推進

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細

(3) その他の取り組み

➤レセプトデータ分析（試算）

- ・フォーミュラ導入による削減効果
- ・バイオシミラー置換による削減効果

結果については【別添1】をご参照ください。

2 県の実施について (令和5～6年度の事業)

詳細

(3) その他の取り組み

➤地域フォーミュラ・バイオシミラーに関するアンケート調査の実施

目的：地域での実情、要望を把握し事業実施の参考とする。

方法：いばらき電子申請・届出サービス

対象：県内中核病院（200床以上、50施設）

古河・坂東地区・つくば地区の診療所（外来患者＋在宅人数上位50施設）、薬局（処方箋取扱枚数上位50施設）の医師・薬剤師

回答数：中核病院（27施設）・薬局（26施設）・診療所（10施設）

結果については【別添2】をご参照ください。